

神戸市立自然の家 指定管理者公募 質問回答書

新No	資料名	ページ	項目名	質問	回答
1	応募要領	3	3 施設について (2) 自主事業、目的外使用料の現在の状況	現指定管理者は令和4年度、本市に対し年間で合計約1,165千円を納付している、と記載がありますが、明細および計算根拠（㎡×単価）を教えてください。	令和4年度の目的外使用料の㎡単価は、摩耶施設 約8,800円/年、六甲施設 約4,560円/年 となっています。 また、令和4年度の目的外使用料の内訳は、 摩耶施設厨房（66㎡）+六甲施設厨房（115.5㎡） = 1,107,504円/年 自動販売機 2台×26,400円/台 = 52,800円/年 公衆電話 2台×2,400円/台 = 4,800円/年 合計 1,165,104円/年 となっています。
2	応募要領	3	3 施設について (2) 自主事業、目的外使用料の現在の状況	「リニューアル工事」及び「新たな施設の魅力向上に資する事業者投資」を実施することにより新たに土地建物を占有利用する箇所（テントサイトの増設箇所など）が発生した場合、当該業務は応募要領で定められた指定管理業務であり、目的外使用料は必要無いという理解でよろしいでしょうか。また、自主事業に移行する予定の業務（カヌー・アーチェリー等）も同様に目的外使用料は必要無いという理解でよろしいでしょうか。必要な場合は、目的外使用料の算出方法をご教示ください。	宿泊棟、キャビン施設、テント施設については、増築・増設部分も含めて設置条例上の施設であることから、指定管理業務の一環として管理運営していただくため、目的外使用料は不要です。 また、カヌー、アーチェリーについても目的外使用料は不要とします。それ以外の自主事業により、土地建物を占有利用する場合は、目的外使用料が必要です。令和4年度時点の目的外使用料の㎡単価は、土地 月額 約360円/年、摩耶施設 約8,800円/年、六甲施設 約4,560円/年 となっています。
3	応募要領	4,5	5 指定管理者が行う業務	リニューアル期間として令和5年9月1日～令和6年3月31日までとなっていますが、事業者からの提案及び貴市との協議により、工期の短縮及び延長は可能でしょうか。	工期の短縮については可能とします。工期の延長については、令和5年4月1日から令和5年8月31日の間は利用者に支障が無い範囲で可としますが、令和6年4月1日以降への延長は不可とします。
4	応募要領	4～6	5 指定管理料が行う業務 (2) 管理運営業務 ① 利用受付業務	市内の学校利用申込みにおける受付については、抽選による整理券配布方式等、公平で利用申込者低負担の方法を提案する事。とありますが、現行の受付方法は同上方式となりますでしょうか？又具体的な抽選方法と結果発表方法をご教授下さい。	現行の予約受付は下記のとおりとなります。 ①予約受付（夏季利用を除く） a 市内の学校：前年度5月1日～（午前9時から電話先着受付） b 市外の学校：前年度6月1日～（午前9時から電話先着受付） c 一般団体：前年度7月1日～（午前9時から電話先着受付） ②夏季（※）利用の受付 ※夏季とは神戸市立小中学校の夏季休業期間を指します a 前年度2月1日～：第一次受付開始(申込書により第三希望まで提出) b 前年度2月下旬～：第一次受付締め切り 指定管理者による調整、結果の通知 c 前年度3月中旬～：第二次受付開始 現行の方法が負担が少ないものとは言い難いため、現行の方法に変わる利用申し込み方法を提案してください。

神戸市立自然の家 指定管理者公募 質問回答書

新No	資料名	ページ	項目名	質問	回答
5	応募要領	8	5 指定管理者が行う業務 (4) 野外活動への支援業務【提案2】	これまでジュニアリーダーの経費（夏休み等の団体への配置の際の宿泊費、交通費、食事代、謝金等）は所管課の教育委員会から指定管理料に含んでいただけていたのですが、今後も所管課の教育委員会の負担で指定管理料とは別途協議を行えるという認識でよろしいでしょうか？	応募要領8ページ（4）に記載のとおり、神戸市野外活動ジュニア指導者協議会との連携も含め、提案してください。連携にかかる経費は、市（教育委員会を含む）は別途支出を行いません。 なお、現在、神戸市野外活動ジュニア指導者協議会から野外活動の補助の派遣を受けるにあたり、以下の経費を指定管理者は負担しています。交通費(往復1,400円程度/人)、施設使用料（免除）、食費（実費）、謝金（日帰り1回1,000円/人、宿泊1回2,000円/人） また、神戸市野外活動ジュニア指導者協議会が、研修等の目的で施設を使用する場合の利用料金については、現行の使用料と同水準となるようにしてください。
6	応募要領	8	5 指定管理者が行う業務 (5) 提案を求める自主事業 ②野外活動・自然体験プログラムやイベント等の自主事業の企画・実施【提案4】	カヌーの市内学校は無償での提供となっていますが、カヌーを新規購入の際は神戸市で行っていただけるという認識で間違いはないでしょうか？	指定管理期間中に、カヌーの老朽化等により市内学校の利用に支障が出る場合は、市で購入しますが、時期は未定です。利用者の満足度の向上を図るため指定管理者が新規購入を行う場合は、新たな施設の魅力向上に資する事業者投資における投資額に計上できるものとします。
7	応募要領	8	5 指定管理者が行う業務 (5) 提案を求める自主事業 ②野外活動・自然体験プログラムやイベント等の自主事業の企画・実施【提案4】	アーチェリーの市内学校は無償での提供となっていますが、アーチェリー備品を新規購入の際や修繕は神戸市で行っていただけるという認識で間違いはないでしょうか？	指定管理期間中に、アーチェリーの老朽化等により市内学校の利用に支障が出る場合は、市で購入しますが、時期は未定です。利用者の満足度の向上を図るため指定管理者が新規購入を行う場合は、新たな施設の魅力向上に資する事業者投資における投資額に計上できるものとします。
8	応募要領	9	5 指定管理者が行う業務 (6) リニューアル（設計・施工）に係る業務【提案5】	リニューアル整備工事の設計・施工は貴市と指定管理者が委託契約を締結する（応募要項p.9）とありますが、設計・施工の発注は選定された指定管理者が設計・施工業者と民民契約で行うという理解でよろしいでしょうか。 その場合、リニューアル整備工事での必要に応じて計画通知ではなく事業者側で建築確認申請を行うという認識でよろしいですか。	委託契約により市から指定管理者が受託したリニューアル（設計・施工）にかかる業務の一部を、受託者（指定管理者）が第三者に行わせる場合は再委託となり、あらかじめ書面による市の承諾が必要です。 再委託の有無に関わらず、申請者は神戸市となるため、計画通知となります。
9	応募要領	9	5 指定管理者が行う業務 (6) リニューアル（設計・施工）にかかる業務【提案5】	応募要領にて「修正協議にて加える予定」と記載されている摩耶施設の空調設備の改修の実施にあたり、ガス吸収式冷温水発生器を撤去し、A重油を使用しない場合も、引き続きボイラーを使用する為、地下タンク・オイルサービスタンクの処理や容量変更等の改修は行わなくて良いでしょうか。	改修は行わなくても構いません。
10	応募要領	9	5 指定管理者が行う業務 (6) リニューアル（設計・施工）にかかる業務【提案5】	摩耶施設の空調設備の改修の設計・施工も委託候補者にてリニューアル期間（令和5年9月1日～令和6年3月31日）に実施し、当内容もリニューアルに係る委託契約に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	摩耶施設の空調設備の改修の設計・施工も指定管理者候補者にてリニューアル期間（令和5年9月1日～令和6年3月31日）に実施してください。契約については、リニューアルに係る委託契約とは別契約で締結予定です。
11	応募要領	9,10	5 指定管理者が行う業務 (6) リニューアル（設計・施工）に係る業務【提案5】	リニューアルにかかる委託契約により整備された建築物や工作物（応募要領p.9）や、事業者の費用負担によりリニューアル時に整備した資産や備品（同p.10）は貴市に帰属とありますが、通常の指定管理事業では事業者の負担で整備した備品は事業者に帰属するのが一般的という認識です。本事業においては事業者負担において整備した備品についても貴市に帰属するという点で間違いありませんか。	リニューアル（設計・施工）にかかる委託契約の業務範囲内で整備される資産や備品については、市に帰属します。また、リニューアルと同時に整備された資産や備品については、委託契約の業務内で整備されたものとみなします。ただし、委託契約の業務範囲とは別に事業者負担により整備されたものと明確に確認されるものについては、事業者に帰属するものとします。

神戸市立自然の家 指定管理者公募 質問回答書

新No	資料名	ページ	項目名	質問	回答
12	応募要領	10	5 指定管理者が行う業務 (6) リニューアル（設計・施工）にかかる業務【提案5】 ○新たな施設の魅力向上に資する事業者投資【提案6】	「○新たな施設の魅力向上に資する事業者投資」にて、「提案内容の実施については、年度ごとに実績を確認し、実際の投資額が提案時に計上した額を下回る場合には、提案額と実績額の差額を市に納付していただくことを原則とします。」とありますが、利用者のニーズに応じて、提案時の実施計画とは実施時期や内容が変更になることが想定されるため、当該差額の精算は指定管理期間終了時に期間中の投資実績を確認して、精算するという理解でよろしいでしょうか。	提案時の事業者投資の実施計画も事業者選定の評価対象となるため、その年の実績額がその年の提案額を下回った場合は、原則として毎年度差額を市に納付していただきます。ただし、利用者ニーズの変化等により、市と協議の上、市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではありません。
13	応募要領	12	8 管理運営費等 (1) 指定管理料 ② 支払方法	指定管理料の指定管理者への支払いは、毎月の支払、または四半期の支払いは対応可能でしょうか？	指定管理料の支払いについては、年3回の前払を予定しておりますが、指定管理者候補者の選定後、協議により決定します。
14	応募要領	12,13	8. 管理運営費等 (3) 使用料（令和5年度）・利用料金制(令和6年度以降)について ④利用料金の徴収（令和6年度以降）	令和6年度以降の利用料金が議会で承認されなかった場合はどうなりますか？ 不足分は補填という認識でよろしいでしょうか？	応募要領25ページ12（6）に記載のとおり、提案内容が実現しないことから生じた指定管理者の損害に対して市は賠償しません。
15	応募要領	12,13	8. 管理運営費等 (3) 使用料（令和5年度）・利用料金制(令和6年度以降)について ④利用料金の徴収（令和6年度以降）	料金水準について「リニューアルにより新たに整備する施設については、この限りではありません」 とありますが、摩耶施設もリニューアル後は現在の水準より高く設定していても問題ありませんか？	応募要領13ページ7行目に記載のある「リニューアルにより新たに整備する施設」に摩耶施設は含まないものとします。
16	応募要領	12,13	8. 管理運営費等 (3) 使用料（令和5年度）・利用料金制(令和6年度以降)について ④利用料金の徴収（令和6年度以降）	令和6年度以降の利用料金の提案は上限額を提案するのですか？ 設定金額を提案するのですか？ 提示金額が上限になりますか？	利用料金の提案は、上限額だけではなく、全ての料金を提案してください。 提案いただいた金額をもとに市で条例上の上限額を検討し、議会に提出します。
17	応募要領	12,13	8. 管理運営費等 (3) 使用料（令和5年度）・利用料金制(令和6年度以降)について ④利用料金の徴収（令和6年度以降）	キャッシュレス決済の導入が必須ですが、新たに電話回線等が必要になるかと思えます。 構築の資金は神戸市から指定管理料とは別途支出されますか？	市から別途支出は行いません。
18	応募要領	12,13	8. 管理運営費等 (3) 使用料（令和5年度）・利用料金制(令和6年度以降)について ④利用料金の徴収（令和6年度以降）	指定管理期間中の利用料金の値上げは可能でしょうか？	利用料金の変更については議会の議決（ただし、条例上の上限額を変更する必要がある場合に限る。）及び市長の承認を得る必要があります。受益と負担との関係や類似施設などの均衡等を考慮したうえで利用料金の値上げが必要であると指定管理者が考える場合、変更内容及び変更理由を書面で市に提案することが可能です。
19	応募要領	12,13	8. 管理運営費等 (3) 使用料（令和5年度）・利用料金制(令和6年度以降)について ⑤利用料金の減免（令和6年度以降）	令和6年度以降の利用料収入になる場合、減免を行わないことも可能でしょうか？ また、減免した場合は市の補填はありますか？	利用料金に移行後の利用料金の減免については、応募要領13ページ8（3）⑤に記載のとおり、指定管理者は市長の承認を得て定めた基準に基づき、減免を行うことができます。「市長の承認を得て定めた基準」は、現行の神戸市立自然の家条例施行規則第5条と必ずしも一致させる必要はありません。この減免について、市は補填は行いません。 また、応募要領13ページ8（3）④において、市内学校及び市内青少年団体、その他公益性の高い市内団体（子ども会・学童保育・放課後デイサービス・障害者施設）、市の機関の利用料金については、現行の使用料と同水準となるよう提案することを求めています。この「現行の使用料と同水準」は、「現行の減免後の使用料と同水準」を指すものとします。

神戸市立自然の家 指定管理者公募 質問回答書

新No	資料名	ページ	項目名	質問	回答
20	応募要領	13	8 管理運営費等 (3) 使用料(令和5年度)・利用料金制(令和6年度以降)について ⑤ 利用料金の減免(令和6年度以降)	貴市の指示で指定団体に減免を適用した場合、指定管理料とは別に利用料金の補填などを想定されていますか？(リニューアル後、利用料金制に移行後)	利用料金の補填は予定していません。
21	応募要領	17,18	10 応募手続き (2) 応募方法 ⑥ 応募書類の受付 (ア) 応募書類	応募書類については、書類一式を一部(正本)とデータ(PDF)を提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	応募要領	17,18	10 応募手続き (2) 応募方法 ⑥ 応募書類の受付 (ア) 応募書類	登録番号を所定の欄に記載すれば、様式集のデータの色、フォントなどを見やすく変更してもよいでしょうか？	変更は可としますが、様式番号、タイトル、登録番号が一目でわかるような様式としてください。また、華美な変更は不可とします。
23	応募要領	20	11 審査及び選定 (2) 審査方法	応募書類に基づき選定評価委員会で審査を行うとの記載がありますが、選定評価委員会はどのような分野の方からなる委員会でしょうか。差支えない範囲でご教授頂けると幸いです。	文化スポーツ局所管施設指定管理者選定評価委員会の委員は以下を参照してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a41153/shise/committee/shiminsankakusuishinkyoku/senteihyoka.html ただし、臨時委員を追加する場合があります。
24	応募要領	20	11 審査及び選定 (2) 審査方法	応募者に対してヒアリング等を行うことがある、と記載がありますが、プレゼン審査などが無い場合もある、ということでしょうか？プレゼン審査があった場合は、パワーポイントなどを使った説明は問題ないでしょうか？	選定評価委員会による審査においてヒアリングを行う場合、応募書類のみを用いてご説明いただきます。応募書類以外の資料を用いて説明いただくことはできません。
25	応募要領	21	11 審査及び選定 (3) 評価基準項目	「※申請者のグループ企業(子会社等)の実績については評価しません。」と記載がありますが、グループ経営をしている場合、申請者(対象会社)の財務状況などを示す場合に、グループ内での資金調達が可能などで財務の安定性を示す必要があります。グループ全体の運営実績などの説明はすべて審査対象外になる、ということでしょうか？	申請者のグループ企業(子会社等)・親会社等による施設運営実績については評価しません。 ただし、申請者の財務状況の評価にあたり、親会社等の財務状況についても確認しますので申請者(共同事業体を結成して応募する場合はその構成団体)において、下記で定義される「親会社等」があるときは、該当する親会社等についても応募要領16ページ10 応募手続き(2) 応募方法③応募登録の申込(ウ)提出書類(正本1部)記載のvi)~ix)の書類を持参(令和4年12月8日(木)17時まで)または書留郵送(令和4年12月8日(木)17時必着)により提出してください。 「親会社等」とは その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として、当該法人に対して次のいずれかの関係(「特定支配関係」という。)を有する法人のこと。 ・その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。 ・その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。)の割合が二分の一を超えていること。 ・その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。 なお、ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、「親会社等」とする。

神戸市立自然の家 指定管理者公募 質問回答書

新No	資料名	ページ	項目名	質問	回答
26	応募要領	21,22	11 審査及び選定 (3)評価基準項目	審査項目内、収支計画(1)管理運営にかかる収支計画「①指定管理料、②利用料金」の評価方法はどの様な基準でしょうか。評価点算出方法を開示していただけないでしょうか。	公開していません。
27	応募要領	25,26	14 管理運営に関するモニタリング (1)事業報告 ⑤自己評価の実施	指定管理者は原則として年2回(5月、8月)に利用者からの要望・意見を把握した上、管理運営に反映させた状況を貴市へ報告する事とありますが、指定管理受託初年度(令和5年5月、8月)も実施するという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	応募要領	34	18 リスク分担	リスク分担表の「施設・整備の損傷」において、「施設・設備の設計・構造上の原因によるもの」は貴市の分担となっておりますが、リニューアル整備工事によって整備された施設の瑕疵に対するリスクは市が負うという理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表は指定管理業務における市と指定管理者との間において想定されるリスクに対するものです。
29	要求水準書	6	II. 施設管理運営に関する業務 1. 業務内容 (1)施設管理 ix) ユニフォームの着用	本施設の職員である事が一目で区別できるように【同色・同スタイルのユニフォーム】を着用とありますが、穂高湖を活用した自主事業等におけるウォーターアクティビティーやカフェ、又は周辺他施設との協調した企画等を行う場合においても、全職員の同色・同スタイルのユニフォームの着用が必須でしょうか。	原則として、全職員同色・同スタイルのユニフォームの着用は必須としますが、着用が難しい場合は、個別に市と協議をしてください。
30	要求水準書	9	II. 施設管理運営に関する業務 1. 業務内容 (3)維持管理業務(警備)	防犯カメラの設置が水準要求書にありますが、新たな構築費用は神戸市でしょうか？ また、リースの際も指定管理料とは別途神戸市からお支払いいただけますでしょうか？	市から別途支出は行いません。
31	要求水準書	12	III. 施設及設備の保全・修繕等に関する業務 2. 保全業務 (2)保全業務内容 ii) 定期点検等及び保守業務	⑤記載の「小荷物専用昇降機は、現在休止中…」と記載がありますが、どのような設備でしょうか。可能であれば写真や仕様、設置場所等の情報提供は可能でしょうか。	別添ファイルの通り
32	要求水準書	16	IV. 事業者による自主事業 1. 業務内容 (1)給食等の提供	摩耶施設厨房機器(冷蔵庫・洗浄機・滅菌機など運営に必須のもの)の新規購入は神戸市負担という認識でよろしいでしょうか？	指定管理期間中に、摩耶施設の厨房機器等の老朽化等により給食等の提供に支障が出る場合は市で購入しますが、時期は未定です。
33	要求水準書	16	IV. 事業者による自主事業 1. 業務内容 (1)給食等の提供	食事の料金は上限なく、こちらで設定するという認識でよろしいでしょうか？	上限はありませんが、同種類の施設等における一般的な料金設定や提供するサービス・材料等の原価を踏まえて適切に設定した上で、市の承認を受けて下さい。
34	要求水準書	16	IV. 事業者による自主事業 1. 業務内容 (1)給食等の提供	季節や予約状況によっては、クックチルやお弁当などの形式で最低限の厨房施設の利用による、学校団体の食事提供をすることは問題ないでしょうか？	給食等の提供にあたり、調理場所が施設内であるか施設外であるかは問いません。

神戸市立自然の家 指定管理者公募 質問回答書

新No	資料名	ページ	項目名	質問	回答
35	要求水準書	17	V. 施設のリニューアルに係る業務 1. 施設別の整備内容	敷地内の木々の伐採はどれくらい可能でしょうか？ 敷地内ならある程度伐採は自由という認識でよろしいでしょうか？	自然の家で危険木以外の樹木の伐採を行う場合は、環境省の許可が必要になりますので、提案前に環境省近畿地方環境事務所神戸自然保護官事務所（Tel078-331-1146）に必ず確認してください。環境省の許可を受けた上で、施設の管理運営に支障が無ければ、市は特に制限を設けません。
36	要求水準書	17	V. 施設のリニューアルに係る業務 1. 施設別の整備内容	指定管理期間中に使用しなくなった（できなくなった）建築物については都度、市が撤去を行うという認識でよろしいでしょうか？ もしくは提案時に記載はない場合は撤去には応じていただけないのでしょうか？	指定期間中に市が改修または撤去が必要と認めた建築物については、市が改修または撤去を行います。ただし、改修または撤去の時期については予算や必要性をふまえ市が決定するため、直ちに実施されるとは限りません。
37	要求水準書	17	V. 施設のリニューアルに係る業務 1. 施設別の整備内容 (1) 宿泊棟（摩耶施設・六甲施設）	2階での多目的トイレの設置、1階でのバリアフリー対応のシャワールの設置、階段昇降機の設置とありますが、それぞれ指定された階での設置が必須でしょうか？	摩耶施設においてユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した宿泊室を整備いただくにあたり、市としては、車を摩耶施設2階研修室前出入口に横付けして摩耶施設に来館することを念頭に、当該宿泊室は2階の研修室を改修して整備することが適切であると考えています。そのため、多目的トイレの整備についても、当該宿泊室と同フロアである2階を想定しています。また、バリアフリー対応シャワーブースと階段昇降機の設置については、当該宿泊室との往来のしやすさを考慮し、現行の浴室給水管等を活用することを念頭に、1階西側階段付近での整備を想定しています。ただし、宿泊室の整備場所も含めてこれらは市の想定であって、指定場所ではありません。より適切な場所がある場合はこれらの想定と異なる場所を提案いただくことが可能です。
38	要求水準書	17	V. 施設のリニューアルに係る業務 1. 施設別の整備内容 (1) 宿泊棟（摩耶施設・六甲施設）	共用設備の主な仕様として ・多目的トイレ（2階を想定） ・バリアフリー対応シャワーブース（1階西側階段付近を想定） とありますが、それぞれの配置を想定場所以外の場所に設置提案してもよろしいでしょうか。	摩耶施設においてユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した宿泊室を整備いただくにあたり、市としては、車を摩耶施設2階研修室前出入口に横付けして摩耶施設に来館することを念頭に、当該宿泊室は2階の研修室を改修して整備することが適切であると考えています。そのため、多目的トイレの整備についても、当該宿泊室と同フロアである2階を想定しています。また、バリアフリー対応シャワーブースと階段昇降機の設置については、当該宿泊室との往来のしやすさを考慮し、現行の浴室給水管等を活用することを念頭に、1階西側階段付近での整備を想定しています。ただし、宿泊室の整備場所も含めてこれらは市の想定であって、指定場所ではありません。より適切な場所がある場合はこれらの想定と異なる場所を提案いただくことが可能です。
39	要求水準書	18	V. 施設のリニューアルに係る業務 1. 施設別の整備内容 (1) 宿泊棟（摩耶施設・六甲施設）	六甲施設の食堂における厨房設備は市の負担では更新しないとのことですが、それに伴い六甲厨房は目的外使用料に関しては、不要という認識で間違いはないでしょうか？	設備の更新の有無にかかわらず、調理や盛り付けのために厨房施設を利用する場合は、行政財産（建物）の目的外使用許可を受け、目的外使用料を納付いただくことが必要です。
40	要求水準書	18	V. 施設のリニューアルに係る業務 1. 施設別の整備内容 (2) キャビン施設（メインキャビン、キャビン） (3) テント施設（テントロッジ、テントサイト）	メインキャビン」及び「テントロッジ」について、検査済証の取得履歴はありますか。また、確認済証及び確認申請図書の保管はされていますか。	両方共検査済証の取得履歴はありません。また、確認済証及び確認申請図書の保管はありません。
41	要求水準書	18	V. 施設のリニューアルに係る業務 1. 施設別の整備内容 (3) テントサイト施設（テントロッジ、テントサイト）	「・テントサイトを新設するための樹木の伐採・伐根については、必要最小限の範囲で認める。」とありますが、その他（摩耶施設入口部分の整備等）提案の中で伐採が必要となった場合も、必要最低限の伐採は認められるという理解でよろしいでしょうか。	自然の家で危険木以外の樹木の伐採を行う場合は、環境省の許可が必要になりますので、提案前に環境省近畿地方環境事務所神戸自然保護官事務所（Tel078-331-1146）に必ず確認してください。環境省の許可を受けた上で、施設の管理運営に支障が無ければ、市は特に制限を設けません。

神戸市立自然の家 指定管理者公募 質問回答書

新No	資料名	ページ	項目名	質問	回答
42	要求水準書	18	V. 施設のリニューアルに係る業務 1. 施設別の整備内容 (3) テント施設 (テントロッジ、テントサイト)	「テントロッジについては、現行施設の利活用を図るとともに、事業者提案に基づきリニューアルを行うこと。なお、テントロッジは昭和38年築の建築物であることから、利活用を行う場合は、耐震診断や必要に応じて耐震補強を行った上（建築基準法に適合した状態）で使用すること。」とありますが、特にリニューアルで改変しない場合は、現行の状態で建築基準法に適合している、と考えてよいでしょうか？（現行のまま、活用することは問題ないという理解でよいでしょうか？）	テントロッジについては、耐震診断未実施であるため、建築基準法適合しているかどうかについても不明です。建て替えの場合を除き、必ず耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を行った上で、使用してください。
43	要求水準書	19	V. 施設のリニューアルに係る業務 1. 施設別の整備内容 (4) 駐車場	摩耶施設のユニバーサルデザイン化にともない、車いす用の駐車場を検討しています。 グラウンドの摩耶施設スロープ沿いが便利が良いと考えますが、グラウンド内スロープ沿いに車いす駐車場を設置した場合、その部分はアスファルト舗装等の舗装を行っても良いでしょうか。	メイングラウンドのグラウンドとしての利用に支障が生じないような必要最小限での提案は可能としますが、実施可否については市と協議の上、決定とします。
44	要求水準書	19	V. 施設のリニューアルに係る業務 2. 設計業務 (1) 基本事項 i) 設計業務の範囲	リニューアルにかかる業務は設計・施工一体で発注される想定ですか。 その場合、設計者による積算は設計業務に含まれないという認識でよろしいですか。	設計・施工一体で指定管理者と委託契約を締結します。 設計図書の作成が完了しだい、積算関係書類一式を併せて提出していただきますので、積算は設計業務に含まれます。
45	要求水準書 及び 別添資料	12 47	III. 施設及び設備の保全・修繕等に関する業務 (2) 保全業務内容 ii) 定期点検等及び保守業務	応募要領にて「修正協議にて加える予定」と記載されている摩耶施設の空調設備の改修を実施し、ガス吸収式冷温水発生器を撤去した場合、要求水準書記載のガス吸収式冷温水発生器点検業務は実施しないで良いでしょうか。 また、その場合、令和5年度は冷房IN点検の1回の実施で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	要求水準書及び別添資料	12 47~52	III. 施設及び設備の保全・修繕等に関する業務 (2) 保全業務内容 ii) 定期点検等及び保守業務	応募要領にて「修正協議にて加える予定」と記載されている摩耶施設の空調設備の改修を実施し、自動制御機器等を撤去若しくは一部撤去した場合、要求水準書等記載の自動制御機器等保守点検業務は実施しないで良いでしょうか また、その場合、令和5年度も実施不要という解釈で良いでしょうか。	撤去した場合は実施不要ですが、一部撤去の場合は必要に応じて保守点検業務の実施をお願いいたします。

神戸市立自然の家 指定管理者公募 質問回答書

新No	資料名	ページ	項目名	質問	回答
47	別添資料	47	法令点検及び定期点検業務一覧表	「ねずみ・こん虫等防除業務」の周期につき、別紙-5 参照となっているが、別紙-5 が空調用自動制御機器等保守点検業務の仕様書となっているので周期を明示していただきたい。	ねずみ・こん虫等防除業務の仕様は、下記のとおり実施をお願いします。 1. 総則 本仕様書は、ねずみ・こん虫等防除業務に関し、業務を円滑に実施するために必要な事項を定めたものである。 2. 業務内容等 対象施設におけるねずみ、こん虫（衛生害虫）等の防除業務 (1) 対象箇所 ①六甲施設 ②摩耶施設 ③テント施設 ④キャビン施設 (2) 業務内容 ①全般生息状況定期調査。 (年間 12回) ②ねずみ、ゴキブリ捕そく器具設置及び交換。 (年間 12回) ③ゴキブリ、蚊、ハエ防除用殺虫剤散布定期消毒。 (年間 4回) 3. 業務履行上の注意事項 (1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」その他関係諸法令を順守すること。 (2) 薬事法上の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。 (3) 医薬品又は医薬部外品の容器、被梱包等に記載された「用法・用量」及び「使用上の注意」を順守すること。 (4) 作業終了後は、必要に応じ強制換気や清掃等を行うことにより、屋内に残留した薬剤を除去し、建築物の使用者又は利用者の安全確保の徹底を図ること。
48	様式集	—	事業計画書	事業計画書の各様式につきましては、両面に記載してもよろしいでしょうか。（例えば、A4判2枚以内となっている場合、A4判両面2枚でよろしいでしょうか。）	両面記載は不可とします。片面のみに記載してください。
49	その他	—	業務に関すること	業務の簡素化のため利用者へ許可書の発行等の業務、報告書類などの見直し協議を行うことは可能でしょうか？	協議は可能です。ただし、法令もしくは市の規定等により見直すことができないものもありますので具体的な見直しの可否については選定後の協議によります。